○厚生労働省告示第一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月十一日から適用する。

平成二十七年一月九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号(13)中「ペミロラストカリウム」の下に「（内用剤を除く。）」を加える。

○厚生労働省告示第二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月十一日から適用する。

平成二十七年一月九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

ペミロラストカリウム。ただし、内用剤に限る。	平成二十七年一月十一日

○農林水産省告示第五十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三条第一項の規定に基づき、昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一部を次のように改正し、同法第三条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十七年一月九日

農林水産大臣　西川　公也

十三の表化成肥料の項中

（RS）―N―［二―（三・五―ジメチルフェノキシ）―一―メチルエチル］―六―（一―フルオロ―一―メチルエチル）―一・三・五―トリアジン―二・四―ジアミン及び二・六―ジクロロベンゾニトリル	○・三○以下	一・五以下

を

（RS）―N―［二―（三・五―ジメチルフェノキシ）―一―メチルエチル］―六―（一―フルオロ―一―メチルエチル）―一・三・五―トリアジン―二・四―ジアミン及び二・六―ジクロロベンゾニトリル	○・三○以下	一・五以下
（E）―一―（二―クロロ―一・三―チアゾール―五―イルメチル）―三―メチル―二―ニトログアニジン	○・○七六以下	

に、

同表家庭園芸用複合肥料の項中

三―（二―クロロ―一・三―チアゾール―五―イルメチル）―五―メチル―一・三・五―オキサジアジナン―四―イリデン（二―ニトロ）アミン及びN―ベンジル―N・N―ジエチル―N―（二・六―キシリルカルバモイル）メチルアンモニウム塩	二・○以下	二・○一以下

を

三―（二―クロロ―一・三―チアゾール―五―イルメチル）―五―メチル―一・三・五―オキサジアジナン―四―イリデン（二―ニトロ）アミン及びN―ベンジル―N・N―ジエチル―N―（二・六―キシリルカルバモイル）メチルアンモニウム塩	二・○以下	二・○一以下
（RS）―アルファ―シアノ―三―フェノキシベンジル＝二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート及び二―p―クロロフェニル―二―（一H―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル）ヘキサンニトリル	○・○二以下	○・○○五以下
（RS）―一―メチル―二―ニトロ―三―（テトラヒドロ―三―フリルメチル）グアニジン	二・八七五以下	

に

改める。

附　則

この告示は、平成二十七年二月八日から施行する。

○農林水産省告示第五十三号

農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年農林水産省令第一号）の施行に伴い、並びに農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十三条の五、第九十八条の二及び第百二十条の二十二第三項並びに農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第三十三条の二十七第二項及び第三項の規定に基づき、園芸施設共済損害認定準則（昭和五十四年三月三十日農林水産省告示第五百四十八号）等の一部を次のように改正し、平成二十七年二月一日から施行する。

平成二十七年一月九日

農林水産大臣　西川　公也

第一　園芸施設共済損害認定準則の一部を次のように改正する。

第一第二項第四号中「特定園芸施設撤去費用の発生の有無及びその額」を「特定園芸施設撤去費用額」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　農業災害補償法施行規則第三十三条の二十七第三項の申出に係る園芸施設共済の共済関係にあつては、同項の園芸施設復旧費用額

第二　園芸施設共済共済価額設定準則（昭和五十四年三月三十日農林水産省告示第五百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二項中「単位当たり撤去費用（単位面積当たりの標準的な特定園芸施設撤去費用（規則第三十三条の二十七第二項の特定園芸施設撤去費用をいう。）として、法第百二十条の二十三第一項の施設区分ごとに、別に農林水産大臣が定めるものをいう。）に当該共済関係に係る特定園芸施設の設置面積を乗じて得た金額」を「規則第三十三条の二十七第二項各号列記以外の部分の規定により農林水産大臣が定める金額」に改め、本則に次の一項を加える。

3　当該園芸施設共済の共済関係が規則第三十三条の二十七第三項の申出に係るものである場合における法第百二十条の二十二第一項の共済価額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により算定された金額に、規則第三十三条の二十七第三項の規定により農林水産大臣が定める金額を加えた金額とする。